

会議録	
1 名称	第10期第5回江東区男女共同参画審議会
2 日時	令和5年5月22日（月）午前10時～11時30分
3 開催場所	男女共同参画推進センター 第1・2研修室
4 出席者	[第10期審議会委員] 猪瀬理恵、岩上浩之、江上千恵子（学識経験者）、長田智之、小幡亨、金子寿子、小泉博久、下島真希、白石美知子、神保恵一、古谷英恵（学識経験者）、松山亜紀、宮地明子 [区側] 男女共同参画推進センター所長、人権推進課長、男女共同参画担当係長、管理係長、管理係員
5 議題	1 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次行動計画）令和4年度進捗状況調査報告 2 第10期第6回男女共同参画審議会（施設見学）について 3 その他
6 議事要旨	別紙のとおり
7 資料	資料1-1 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次行動計画）令和4年度進捗状況調査報告について 資料1-2 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次行動計画）令和4年度進捗状況調査報告書 資料1-3 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次行動計画）令和4年度進捗状況調査報告留意点 資料2 第10期第6回男女共同参画審議会（施設見学）について 参考1 第10期第4回江東区男女共同参画審議会意見シート 参考2 第10期第4回江東区男女共同参画審議会議事録 参考3 「男女共同参画KOTOプラン2021」（第7次江東区男女共同参画行動計画）概要版

	参考 4 「男女共同参画KOTOプラン2021」(第7次江東区男女共同参画行動計画) 参考 5 東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の活用について
8 摘要	欠席 委員 2 名 (櫻木晃裕、源川郁夫) 傍聴者 3 名

【別紙議事要旨】

1. 開 会

【所長】 定刻となりましたので、第10期第5回江東区男女共同参画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本審議会の定足数は8名でございます。委員定数15名のうち、本日の出席委員は13名、欠席は櫻木委員、源川委員の2名でございます。よって、本日の会議は定足数を満たしておりますことを御報告いたします。総務部長は、公務のため欠席をさせていただきます。

また、本日の傍聴希望の方は3名となっております。既に傍聴者の方にはお席に着いていただいておりますので、御報告いたします。

傍聴される方に申し上げます。傍聴席上にある資料は、会議中閲覧用となりますので、お帰り際には、資料は机の上に置いたままお帰りください。よろしくお願いいたします。

なお、本日は記録のため、録音をさせていただきます。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言の際はマイクをお使いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、本日の会議資料について確認をさせていただきます。最初に、机上に配付させていただいておりますが、次第、こちらは、皆様に事前に送付されておりましたけれども、差し替えをお願いいたします。次に、席次表。次に、左上に「参考」と表示があります「男女共同参画KOTOプラン2021」概要版と本書。こちらが参考3、4になります。そのほかに、参考5がございます。

また、皆様に資料をお持ちいただいたのが、資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2、参考1、参考2、また、江東区男女共同参画審議会意見シート、公開講座のチラシ。このチラシですけれども、4月当初の募集用のチラシとなっております。そのため、裏面の区長の写真は、前区長になっておりますので、御了承をお願いいたします。

さらに、参考の「男女共同参画KOTOプラン2021」の概要版と本書につきましては、会議後、事務局が保管いたしますので、会議後は机の上に置いたままお帰りください。

資料の不足している方はいらっしゃいますでしょうか。

次に、本日の予定になります。まず、議事１では、令和４年度進捗状況調査報告について、議事２では、第１０期第６回男女共同参画審議会（施設見学会）について。以上、議事は２点でございます。

また、前回第４回審議会の皆様からの意見シート、及び、第４回審議会会議録を作成いたしましたので、参考資料としております。本日の議事において御意見があれば、議事録を確定させていただきます。

それでは、ここで、前回の審議会の概要と御意見シートについて御説明いたします。

初めに、第４回審議会の概要でございます。

開会後に、前回と前々回の審議会と御意見シートについて御説明し、議事１の第７次男女共同参画行動計画の令和４年度進捗状況調査報告について御説明いたしました。御説明後に、ＤＶを中心に相談窓口に関すること、中学校への出前講座に関すること、講座のオンライン化に関することについて、何点か御質問や御意見を頂戴しております。

次に、議事２の令和５年度の審議会スケジュールについて御説明いたしました。こちらに関しては、視察先に関しての御意見をいただいております。さらに、会長から、自動車教習所の講習において、男女共同参画に関して問題があった事例を紹介いただいております。

さらに、議事３、その他において、昨年１１月から開始されました東京都パートナーシップ宣誓制度についての御説明をしております。こちらに関しても何点か御質問、御意見をいただいております。江東区の対応に関しましては、本日机上配付いたしました資料に基づいて、後ほど議事３、その他において、詳しく御説明いたします。

次に、第４回審議会の御意見シートを御紹介いたします。参考１の資料を御覧ください。

１つ目は、相談事業についてです。江東区のホームページにおいて、相談事業の案内区分が「生活、家庭、女性」となっているのは、当事者がアクセスしにくいのでは、との御意見をいただきました。ホームページを所管する部署に御意見を伝え、所管で検討していただいた結果、表題から「女性」を除き、「生活、家庭」に改めております。

2つ目は、出前授業についてです。区内の全ての学校、学年で保護者、教職員、児童向けに開催を希望したいとの御要望をいただきました。こちらにつきましては、予算や授業時間確保等の課題が多いですけれども、少しでも実現に近づける方策を検討したいと考えております。

また、学校独自で講師を手配し、講義を実施している場合もあるのであれば、学校側の問題もあるのではないかと御意見がありました。御指摘のとおり、学校独自で講師を手配して開催した例もございます。また、出前講座を契機に、独自で開催している例もございました。学校につきましては、それぞれの教育方針がございますので、センターとしては、少しでも数を増やして出前講座の案内を継続し、このような事例につなげていただければと考えております。

3つ目は、啓発活動についてです。啓発活動として、教職員や保護者、児童への手紙配付を希望したいとの要望です。アンコンシャス・バイアスを取り除いた社会を含め、男女共同参画の考え方を広く周知することは重要と考えております。手紙の配付等につきましては、教育委員会との調整もあり、具体的な方法は今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

4つ目は、施設見学についてです。多文化フリースクールを見学先の候補に入れることや、見学を希望する御意見をいただいております。こちらにつきましては、議題2で、御審議願えればと思っております。私からは以上となります。

では、この後の議事については、会長にお願いしたいと思います。江上会長、よろしく願いいたします。

2. 議事1 「男女共同参画KOTOプラン2021」(第7次行動計画) 令和4年度進捗状況調査報告

【会長】皆さん、こんにちは。それでは早速、議事に入りたいと思っております。自由に、皆さんに意見をおっしゃっていただきたいのですが、発言の前には、お名前をお願いします。

議事の1、令和4年度進捗状況調査報告について、所長から説明をお願いいたします。

【所長】第7次行動計画の進捗状況の調査報告について御説明いたします。資料1-1は概要版で、資料1-2の調査報告書から主な取組を抜粋したものとなっております。

これからは、資料１－２を「報告書」と読み替えさせていただきます。また、資料１－３は、進捗状況の中で、「今後の予定」が「継続」以外の事業について、その理由を記載した資料となっております。

それでは、資料１－１を御覧ください。

まず、課題１「男女共同参画の意識づくり」です。主な取組は、「男女共同参画学習事業の推進」でございます。令和４年度は３２の学習講座を実施し、受講者数は１，０８０人でございます。なお、中学校の出前講座の人数を除きますと、令和４年度は６１５人で、令和３年度は４９１人となります。

次に、課題２「男女平等教育の推進」でございます。主な取組は、「男女平等観を育む学習内容や指導方法の的確な実施」で、図書館において、男性・女性問題、ＬＧＢＴ等に関する資料を１９２タイトル４０９点購入いたしました。

次に、課題３「多様性の尊重と、生涯を通じた心とからだの健康支援」の主な取組については、「ＬＧＢＴ等についての意識啓発」で、人権推進課において、啓発用の動画を区の公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルで令和５年２月より配信中でございます。

次に、課題４「個人や家庭に向けた支援」における主な取組は、「ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発」で、ワーク・ライフ・バランス関連の区民向け講座を６講座７回、区内の中小企業向け講座を４回行いました。

２ページ目を御覧ください。次に、課題５「働く場における男女共同参画の推進」の主な取組は、「子育てでキャリアを中断した女性の再就職支援」で、「こうとう若者・女性しごとセンター」における就労支援の実施がございました。当該センターで、正社員、パート、アルバイト及び内職求人とのマッチングを実施し、５７０人の採用決定がございました。

次に、課題６「地域における男女共同参画の推進」の主な取組は、「地域活動参加のきっかけづくり」で、職場や地域、社会においてリーダーシップを発揮するための人材育成を目的とした連続講座「パルカレッジ」を開催し、受講した修了生は１３名となっております。

次に、課題７「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」でございます。主な取組は、「審議会等への女性の参画推進」で、令和４年度末の女性の参画率は３１．３％でございます。なお、審議会等への女性の参画状況の詳細につきましては、

別添の資料１－２の最後に資料編として掲載してございますので、後ほど御参照願います。

次に、課題８は「ＤＶの防止と被害者の支援」です。主な取組１つ目の「区民に対する情報提供・啓発の推進」につきましては、広報紙「パルカート」に「ＤＶ相談より」という記事を掲載し、事例紹介とＤＶチェックリストにより意識啓発を行いました。

主な取組２つ目は、「若い世代を対象とした予防教育の実施」として、中学校への出前講座によりデートＤＶ防止講座を実施し、令和４年度は第二南砂中学校で行いました。

主な取組の３つ目、「相談窓口の充実」では、昨年度の相談件数として、「女性のなやみとＤＶ相談」の電話相談数が４，１３４件、「女性のための法律相談」が７９件となっております。さらに、令和３年度から開設しております「男性ＤＶ」と「ＬＧＢＴ等」の電話相談窓口の実績は、「男性ＤＶ」が６件、「ＬＧＢＴ等」が２１件でございました。

次に、課題９「性暴力、ハラスメントや虐待などの防止と被害者支援」の主な取組の１つ目は、「性暴力被害者への相談の実施」で、性暴力被害者の方を対象に２９件の相談実績となっております。

２つ目は、「児童・高齢者・障害者への虐待に関する相談窓口の充実」で、児童、高齢者、障害者に対する虐待相談が、御覧の件数となっております。

次に、課題１０「推進体制の充実」の主な取組は、「区民との協働・交流の充実」で、男女共同参画フォーラムを実施し、２６５人の参加がございました。詳細につきましては、資料１－２を御参照いただければと思います。

なお、ここで、大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いします。資料１－２の１９ページをお開きください。最上段の「①緊急一時保護施設の活用」の令和４年度の利用件数が１１件となっておりますが、正しくは８件となります。資料の訂正とおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。訂正をよろしくお願いいたします。

次に、恐れ入りますが、資料１－３を御覧ください。資料１－３は、進捗状況の中で、「今後の予定」が「継続」以外の事業について、その理由を掲載した資料ですが、全部で１５項目ございます。そのうち、「拡充」する事業は１２項目で、重複し

ている事業もございますので、事業数としては5事業となります。

1つ目、男女共同参画学習講座と出前講座の講座数の増加。こちらは項目番号の2番、3番、5番、9番、13番になります。2つ目がスクールソーシャルワーカー配置人数の増。こちらは項目番号4番になります。3つ目がLGBT等理解増進のためのパネル展の開催、項目番号は6番になります。4つ目、東京しごとセンターとの連携で、「女性仕事応援キャラバン」の実施、項目番号は7番、11番になります。5つ目が、DV防止等啓発パネル展の商業施設での開催。こちらは項目番号が8番、10番、12番になります。

次に、「縮小」する事業は3項目ですが、事業としては1事業です。そちらにつきましては、江東区の公式メールマガジンの廃止に伴い、男女共同参画に関する情報を提供していた「ばるか〜とミニ♪」を終了するものでございます。

そのほか、見直し、新規、廃止する事業の予定はございません。私からの説明は以上となります。

【会長】 それでは、ただいまの所長からの説明について、何か御質問や御意見はございますか。

【副会長】 資料1-1の2ページ目、課題9の虐待などの防止と被害者支援のところの後段の、「児童・高齢者・障害者への虐待に関する相談窓口の充実」ですが、これは第7次行動計画の中で示されている項目と理解しているので、本来ここで、この段階で議論すべきことでないということは承知の上でお伺いしたいのですが、児童・高齢者・障害者への虐待というのは、男女共同参画自体というよりも、人権一般に関するものなのではないのかと理解されるのですが、男女共同参画において項目を挙げているというのは、こういった問題の背景にジェンダー問題などもある可能性があるもので、そういったところも含めて挙げているということなのではないでしょうか。

前回からの議論との関係なのですが、対象が混同している部分が何か所か見られるものですから、被害を混同しているというわけではなくて、積極的な何か理由があるということであれば問題ないと思うので、もう少しそのところを御教示いただければと思います。

【所長】 確かに背景に、女性の問題というのも含まれている場合もあると思います。また、特に江東区では、人権に関する計画というのは特段設けていません。それは、一つは、男女センターと人権推進課が、昔は一つの課であったというところもあります。

特に虐待につきましては、女性のDVを含めて、虐待という形で、本センターが所管している部分で連携をしている部分もありますので、それらも含めて、虐待の件数をなるべく下げようと取り組んでいるところです。目標Ⅳには、「人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します」という目標がございますので、あらゆる暴力ということで、児童・高齢者・障害者も含めた計画を立てているという形になってございます。

【副会長】ありがとうございます。おそらく、その経緯から、こういう形で掲載されているのかなと理解をしたのですけれども、これはここで議論することというよりも、行政の今後の方針だと思うのですが、あくまでも人権とは別枠で、男女共同参画ということを論じていくということなのか、それとも、今まで一体としていたので、そのところを継承するのかなというところは、この審議会だけではなくて、例えばセンターの存在意義自体とも関わってくることでありますので、どうされるのか、今お答えいただく必要はありませんが、御検討されたほうがよろしいのではないのでしょうか。

所管が分かれた当時は、いろいろと混ざっているということはあることなもので、よろしいかと思うのですけれども、いつまでもその状態を継続するというよりも、どちらかに方針を決定すべき時期は、そろそろではないかと思った次第です。

【所長】ありがとうございます。2年後に、次の第8次計画がありますので、かなり男女共同参画ということが広がってきているので、そこで視点を絞るということも、ある程度必要なのかなと思います。

また、計画の中に、配偶者暴力対策基本計画も内包しているので、こちらの関係でどこまで広げるかというのも、検討の課題の一つではあるのかなと考えております。ありがとうございます。

【副会長】第8次の検討をされるということでしたら、名称もそろそろ検討の時期かなと思います。何年か前に、こちらの審議会でもお伝えしたのですが、従来は男女の問題に限定をして、当審議会でも議論していたかと思いますが、そういった時代であったということは承知しておりますけれども、審議会の対象として、LGBT等も入ってきているということですので、おそらく対象が少し拡大していると言うべきか、焦点がずれてきていると言うべきか分からないのですけれども、今まで想定した場面と違う場面を取り込んできていると思います。そういったときに、何でもかんでも入れてしまうと、人権との線引きが難しくなってしまいます。あくまでもジェンダー

一男女の問題だけではなくて、L G B T等を含めた形でジェンダーをやると考
えていくのか、それとも、もっと広く人権を取り込んでしまうということにするの
か、どこかで線引きをするかしないかということは、繰り返しになりますけれども、
センターの存在意義、審議会の存在意義にも関わってきますので、そろそろ名称も
含め、方向性を定めたほうが良いかなと思います。

【所長】ありがとうございます。来年度は、計画前年の意識実態調査もありますので、そ
の辺の御意見もいただきながら、さらに、その次の計画の策定に向けて進めていき
たいと思います。

【会長】ほかに何かございますか。

【委員】3点ございます。

一つ目は、課題3の事業「性の多様性への理解を深めよう」についてのY o u T
u b eチャンネルですが、視聴回数が288、270回というのが、区全体と考える
と大分少ないなという感じがしています。どうやって、どういうところで、このY o
u T u b eの紹介をしているのでしょうか。例えば、区のY o u T u b eは、もちろ
ん新しい取り組みだとは思いますが、ほかに、こういった啓蒙的なイベン
トやチャンネルを持っていて、比較や、目標としている数字はあるのでしょうか。

【人権推進課長】今回の動画につきましては、数年前に集合形式で行った講座で、受講中
や講義が終わってからも、受講生の方から講師や当事者の方にいろいろ質問が出る
など、非常に好評だったことから、動画でもっと広く皆様に見ていただきたいと思
い、予算を取りまして、また同じ講師の先生に頼みまして、当事者の方は別の方にな
りましたが、1年間配信するというところで始めました。

周知方法につきましては、区報、ホームページ、SNS、ツイッターとLINE
で発信しているところでございます。現時点では、このような取り組みを、ようやく
開始をしたというところです。

回数につきましては、実は、ほかの区や自治体の人権関係の動画等も確認したの
ですけれども、なかなか回数的には伸びていないというのが実情です。その辺が、せ
っかく公式チャンネルで1年間配信しておりますので、月に1回は、ツイッターや
LINE等で御案内をしていこうと考えているところでございます。

今後のそのような取組につきましては、予算的なものがございますので、なかな
か令和5年度も増やすということが難しい状況であります。引き続き、対面式の

講座だけでなく、このような、いつでも、どこからでも自由に視聴できるオンデマンド配信のものを増やしていければと、考えているところでございます。

【委員】ありがとうございます。講座のような時間が長いものでしたら、確かになかなか視聴数などは上がらないかと思いますが、前回、委員からの御質問で、全ての学校でLGBT等の多様性の理解促進講座など、全部の学校でやって欲しいというような意見があったように、私も同様に思っておりまして、せっかくこのような動画があるのでしたら、学校やPTAと連携して、例えば、PTAの研修会で、この講座を見てもらうなど、うまく活用できれば良いかなと思いました。

【人権推進課長】もう少し周知の方法を工夫して、ぜひ教育委員会関係にも、積極的に活用するように伝えていきたいと思います。ありがとうございます。

【委員】2点目ですが、課題5「働く場における男女共同参画の推進」というところで、子育てでキャリアを中断した女性の再就職支援で、採用決定者の人数が増えているというのはよかったと思うのですが、実際に今、経済状況的にも求人とかも結構増えているのかなと思うので、私としては、マッチング率というのが、実際に求職者がどれぐらい増えていて、それでマッチングというのがどれぐらいなのかが重要と思っています。例えば、数は自然減で伸びていって、でも実は、求職マッチング率は下がっているのだとすると、あまり良くないのかなと思いますので、何か、そういう数字もあれば、より実態に合う形が見えてくるのかなと思いました。採用決定者だけではなくて、求人数とか、そういった数字も一緒に出していただけると良いかなと思いました。意見になります。

【会長】私、労働関係が専門なのですが、今、人手不足で、雇用したい求人などは、たくさんあるのですが、ただ、正社員というより非正規が、どうしても女性の場合が多いという現状があるということは確かです。具体的な数字などは資料が手元にないのですが、そこはやはり問題かと思います。

【委員】そうすると、内訳のようなものをしっかり見ていく必要があると思います。増えているけれども、実際は非正規みたいな話になると思います。もう少し、この辺で詳しい中身を出していただけると、議論とかにもなるのかもしれないなと思います。

【所長】こちらは経済課の事業になりまして、どこまで資料を出せるかについて、経済課と対応させていただければと思います。このことについての経過や回答は、次回の審議会で御報告させていただきたいと思います。

【委員】 3点目の質問です。課題8での「相談窓口の充実」というところで、令和3年度に、男性とLGBT等の新しい相談窓口が設けられたという意味で、対象が広がったというのは承知していますが、それ以外については、窓口の充実というと、時間が延びた、相談員が増えた、新しい人を対象にした、というようなイメージがあるのですが、資料1-2の18ページを見てみると、相談窓口に関する情報提供というところもされているようなので、何か新しいものが増えたというよりは、主に啓蒙活動を実施して、利用の充実のようなところに今年は注力したという理解でよいのでしょうか。

【所長】 相談窓口の充実を今後も考えていくことはありますけれども、令和4年度に関しては、令和3年度は途中で窓口を開設したので9か月だったのが、4年度は12か月に増えたということで、一つの充実という形で理解していただければと思います。こちらについては、今後も件数等を見ながら、いろいろなことを、啓蒙活動を含めて、充実に向けて行っていきたいと思いますので、基本的に何かしらあった場合には、ここに充実という形になって、全然変わらないようでしたら、相談窓口の実施という形にはなるのかなと思います。

【委員】 資料1-3の、番号1、14、15の事業の縮小で、先ほど江東区の公式メールマガジンを廃止するので、「ぱるか〜とミニ♪」を廃止するということでしたが、廃止する理由が分かればお聞かせください。

【所長】 区のメールマガジンは、メールの利用が少なくなったので、広報課としても、やめるということでした。「ぱるか〜とミニ♪」は、男女共同参画推進センターで行っている事業です。この「ぱるか〜とミニ♪」のほかに、「パルシティ江東通信」という各施設等に配っているものがありまして、こちらもいろいろな事業や、トピックスを掲載しているものなのですが、こちらは今、「ぱるか〜とミニ♪」の情報も含めた形で区のホームページに掲載しております。

今後は、この「パルシティ江東通信」を更新した時点で、更新したことをSNSにリンクを貼ってお知らせして、見ていただく、という形を考えてはいます。メールマガジンがなくなったので廃止という形にはなりますけれども、内容自体については、今お話ししたように、別の媒体、別の方式で、なるべく広く皆さんにお知らせするような形を取っております。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】先ほどの「ぱるか〜とミニ♪」に関連した質問です。私も「ぱるか〜とミニ♪」を受信しておりまして、コラムなどをよく読んで、勉強になったと思っています。このメルマガの中に、相談事業の案内や、講座の募集の案内などが載っていましたが、やめてしまって数か月しかたっていないので、まだ分からないと思うのですけれども、申込みの件数ですとか、そういったものに影響はないのかなというところが気になっています。もしかしたら、ホームページや区報などを見て申し込んでいる方が多く、「ぱるか〜とミニ♪」を見て申し込んだという人が少ないからやめたという御判断かとも思っているのですが、いかがでしょうか。

【所長】廃止してまだ2か月ですけれども、申込み自体については、大きく減ったという感じには捉えていません。先ほど申しましたように、メールマガジン自体はなくなりましたが、ほかの媒体でも同じような形で載せて、なるべくいろいろな周知には努めていますので、これ自体は区の方針として、利用数が減ってきているので、スクラップ・アンド・ビルドという形でやらなければならない部分があります。廃止しましたが、それに代わるSNSの活用というのは、今後も広く考えていきたいと思っています。

【委員】ありがとうございます。

【委員】課題8で、「区民に対する情報提供・啓発の推進」の2行目に、区内金融機関や商業施設、関係機関への掲示依頼となっていますが、実際、例えば商業施設や金融機関に依頼して、実績とか、どういうところで行ったのか、もし分かれば教えてください。

【所長】アリオ北砂で掲示をしていただいたという報告は受けています。そのほかについては、特に区内金融機関等は、お願いしつ放しが多く、確認した限りでは、見当たりませんでした。そのほか、去年は、駅に掲示委託をお願いしているので、改札や階段のところに貼ってあるのは確認しています。

今年度についても、人が集まるところは商業施設なので、商業施設において、ポスターではなくて、パネル展を開催する計画をしています。

【会長】ほかにいかがでしょうか。

審議会等への女性の参画率の推移で、いつも同じことの繰り返しなのですが、あまり増えていません。国のほうは増えていて、充て職だから仕方がない、ということではなくて、規則なり何なり変えれば増えていくのではないかと思うのですが、何

とか増えないでしょうか。これは、はっきり数字に出るので、何か方策は取れないものかとも思うのですが、いかがでしょうか。

【所長】こちらにつきましては、少しずつ増えているというところはあるのですが、まだまだです。31%というと、23区でいうと15番目になりまして、下のほうになります。分析はいろいろしているのですが、充て職という部分が全体の約45%。充て職だけの女性の参画率は約25%しかないのです、ここが足を引っ張っているのですが、ここは仕方のないところになります。例えば、女性の総務部長とか企画部長にするしかないのですが、そこら辺は難しいのかなと。

あとは、都が行っているクォーター制という形で強制的に、充て職は無理ですから、それ以外で女性を増やさなければいけないというのか、なかなか悩ましいところなのかなと思います。

そのほか、何とかならないかというところが、団体推薦の職指定なし、というところで、ここが約30%ありまして、ここを上げていければと思っています。ここについても、例えば、医師会に5名お願いした中で、2名なり3名の女性を出せるかという、なかなか難しいところがあるという回答はいただいています。また、保健所が行っている公害の審査会も、その分野に長けている同じ先生をお願いしているということがありまして、そのあたり、入替えはある程度するけれども、全部は一遍に替われないという話はいただいています。そういうところも含めて、先日、全庁的な会議で、この女性の参画率についても報告しておりまして、その際に、副区長からも、女性の参画については、替えられる部分については、改選時期に応じて努力していくようにという発言をいただいております。

先ほどもお話ししたように、分析したところ、そういう部分で硬直的なところがあるので、そこら辺は今後、もっと女性の管理職が増えればと。また、警察・消防の充て職や議員などについても、大本が変わらない限り、女性だけをとお願ひするのは所管としても難しいです。充て職でなければ、なるべく女性をお願いしているのは聞いておりますが、なかなかその辺は難しく、今後の課題ではあるかと思います。

【会長】女性の参画率が、今回15番目だということで、驚きました。以前は上のほうだったと思います。

【所長】昔は36%ぐらいありました。区政モニター会議がありまして、区政モニターは女性の方が多いので、そこでかなり底上げしていたのですが、区政モニター

会議がなくなってしまったので、そこから30%を割るぐらいになって、また少しずつ上がっているというところです。15番目というのは、少し低いかと思っ
ているので、上げていきたいと思っております。

【副会長】お話を伺っていると、問題は充て職かなと思いました。母数がどうしても変わらないのであれば、それに対するアプローチの仕方をどうしても変えていかざるを得ないので、おそらく、こちらのセンターだけではできないことだと思うのですけれども、充て職以外の方法をそろそろ模索する時期かなと。どうしても毎回の議論として、充て職が、と出てきてしまっていて、問題はもう分かっているの
で、その部分を、もし今後こちらの区が、ジェンダーでの多様性というものを重視するのであれば、動かざるを得ないのではないかと思います。意見です。

【委員】私も団体代表でこちらに來させていただいているのですけれども、ちょうどコロナ禍になって、誰か推薦してくださいということで、自ら名のりを上げるしかなか
ったような状況です。なかなか集まりづらかったというか、リモートでやるものの、条件がなかなか厳しいというところがあります。ですので、参画を増やすには、リモートというのも活用してもいいんじゃないかなと思います。飲食とかがなければ、リモートでやっても十分なのではないかなと思います。家事をしながら会議に出る、
というのもなかなか難しいかもしれませんが、そういった環境もできるわけで、先々ですけれども、参画を求めるようなことがあれば、リモートをできる環境というのを充実していただく
と良いのではないかと思います。

【副会長】リモートの開催で、たしかコロナのときに、リモート参加の人は上限があるという
ような御説明をセンターからされた記憶があるのですが、どうなりましたか。初期の頃は、会場での定足数が満たないという御説明で、その後、第2波、第3波が来たときに、フルリモートで開催できたので、ルールが変わったのではないかと認識
しているのですが、どうなっていますか。

【事務局】当初は、ライセンスの関係などで、時間の上限や、アクセス制限などがありま
したが、現在は整備され、制限はありません。

【所長】初期の頃は、上限がありましたけれども、今は無いので、フルでできることは可
能です。ただ、コロナが落ち着いてきて、逆にフルはなくなりました。国はたくさん
の人が遠くからも集まらなければいけないので、リモートでまだ行っていますけれども、都レベルになってきても、だんだんリモートではなく、現地で集合して、とい

う会議が増えてきています。技術的にはフルリモートでも大丈夫です。

【副会長】ありがとうございます。今御指摘いただいた、リモート開催のほうに参加者は増えるのではないのかというところは、御指摘のとおりかなと私も認識しております。と申しますのは、研究者の研究会等は、今ずっとフルリモートで行っているのですけれども、参加者数がかなり増えまして、家事でお忙しい方ももちろん、仕事が詰まっている中で、リモートだったら参加できるけれども、現地に行かないと参加できないとなりますと、どうしてもお断りせざるを得ないときがあるかと思うのです。実際、私も、今日参加できるかどうか、どうしようと思うくらい詰まってしまっていて、厳しかったですけれども、いろいろなやり方で柔軟に、いろいろな方が参加しやすい方法を模索していくことのほうが、働きかけをすることだけではなくて、できることから変えていくことのほうが良いのかなと思います。足元から1個1個、できることを潰してやっていく、みたいなことのほうが良いのかなと思っています。もちろん、対面での良さもありますけれども、参加する方の多様性を維持するというのであれば、一つの手段かなと思います。

【所長】当然、各所管課も含めて、対面でなくてはできないものもあり、男女共同参画推進センターから会議体の仕組みを強制的にはできませんが、職員用のマニュアルの中に、会議体の進め方のようなことを掲載しているので、今いただいた御意見等をブラッシュアップしながら、通知を含め、こちらから情報発信をしていきたいと思っています。

【会長】ほかにいかがでしょうか。後でまた気がついたら、前に戻って発言していただいても構いませんので、次に行きたいと思います。

3. 議事2 第10期第6回男女共同参画審議会（施設見学）について

【会長】続きまして、議事の2、第10期第6回男女共同参画審議会（施設見学）について、所長から説明をお願いします。

【所長】それでは、資料2を御覧ください。第10期第6回男女共同参画審議会の施設見学についてです。

江東区では男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画を進めるための様々な事業を実施しています。審議会は、これらの行動計画の実施状況報告をはじめとする、男女共同参画に関する課題等について、議論や意見交換などを行っていますが、

年に1回程度、施設見学を開催しています。これは、実際の施設や事業の実施状況を把握し、知見を広めていただくことによって、議論の裏づけや活発な意見交換が期待され、区の施策の改善へつなげることを目的としています。

「2 過去見学先」をご覧ください。6期から10期、昨年までの見学施設を記載しております。会長・副会長は任期が長いですが、皆様は長くて3期になりますので、同じ所を行かれた方は少ないのかなと思われます。特段、重複という部分もやぶさかではないので、またもう一度、あの施設を見たい、という御意見があれば、それも考慮したいと思います。

裏面をご覧ください。「3 令和5年度見学先候補」は、今年度の見学先の候補になりまして、これは前回挙げさせていただいたものと変わりありません。事務局案1としては、中学校への出前講座を見学するものです。ただし、日程が午後になってしまうということと、学校で行う出前講座の日にちが決まっていますので、少し日程の自由度が少ないです。

案2が、JICAの地球広場です。こちらは前回お話がありましたが、少し広い視野になると思いますけれども、日程的に、いつでも可能だと思います。

案3が、多文化共生センターで、先ほど御紹介しました意見シートにも、興味を示していただいた御意見が何件かありました。こちら、少し広がりますけれども、いろいろな意味で人権を含めて見ていただいて、知見を広めていただくということが良いのかなと思います。しかし、必ずしも毎日生徒が来るというわけではないので、開催しない日とか、誰も来ない日もあります。また、急に先方から、今日は困るという形で中止になってしまうこともあります。

事務局案を3つ挙げましたが、本日ここで御意見、御要望をいただいて、もしここで決まらなければ、会長と事務局に、皆さんの御意見を参考に一任させていただければと思いますが、その辺りも含めて、議論をよろしくお願いします。

【会長】いかがでしょうか。貴重な機会なので、ぜひ。

【委員】意見シートにも書かせていただきましたが、なかなかふだん、一般の区民として、見に行くことができないというところでは、事務局案1が良いのかなと思います。広い視点ということですが、事務局案2のJICAが、男女共同とどのようにつながるのかなというところと、事務局案3に関しても、どちらかというと高校進学を目指す、外国の子供たちのためのというところが、別に男子でも女子でも、高校を目

指したいのだから一緒ではないかと思うのですが、こういった視点で選択されたのかお伺いします。

【所長】この2つについては、計画の基本理念に多様性を認め合うという大きな目標がありますので、多様性の一つとして、中心は男女のジェンダーがありますが、国際化や性別、広く障害者などの施設も含め広げてみるという視点から、2つを選ばせていただきました。

【委員】JICA海外協力隊体験談は、具体的に、例えばこの方とか、そういうのが決まっているのでしょうか。

【事務局】JICAは、見学コースを予約しまして、海外協力隊の方からお話を聞けるそうです。主なこととしましては、こちらに書いてあるとおり、世界の人々の暮らしや、抱える課題など、少し広がりますが、そういったことをお話しいただけるとのことでした。特に希望があれば、こちらからテーマをお話しして、この辺りのことを深くお伺いしたい、ということで申し上げれば、お話しいただけると思います。

【委員】ありがとうございます。

【会長】知り合いがJICAで行っておりまして、話を聞きますと、女性の仕事が少ない国もあるそうです。だから、女性の自立を助けるために、職業指導して、外国へ手作業のものを売るなど、そういうことも男女共同参画の第一歩になるそうです。見学の時のJICAのお話は、そういう方がいるかどうかはわかりませんが、男女共同参画と、関係しているところもあると思います。

【委員】下調べをしていないのですが、荒川区の多文化共生センターの名前が挙がっていますが、そこではないフリースクールで、不登校の子に対応したものがいくつかあるそうです。支援級には入らないけれど、普通級だとしていくのが大変で学校に行けないというような、どこに線を引いても、間に挟まってしまう子がいて、公立の高校・中学が少し厳しいという子を受け入れているフリースクールみたいなのところに行くことによって、こちらも勉強できるかと思います。川崎に常設のプレーパークがありまして、不登校の子が通っているそうなのですが、江東区でも、常設のプレーパークをつくりたいという話も聞いておりまして、そういうところも良いのかなと思いました。

【会長】いかがですか。ここはぜひ行ってみたいなど、ありましたら。選ぶのが難しいですね。

【副会長】行きたいところはいろいろあるのですけれども、大学の授業等が重なってしま
って行けないことが多いので、皆様方の御意向とか御関心でお決めいただくのが良
いかなと思います。前回も申し上げましたが、例えば区役所のマイクロバスを使う
など、何らかの形で公金が使われますので、そういう意味では、適正な目的である
と、きちんとと言えるような形での選択がよろしいのかなと思います。

御関心、御興味はとても大切なことで、行きたくないところへ行っても無駄にな
ってはしまいますが、この目的にかなう形で行くということを、きちんと出来るよ
うにしておかないと、突っ込まれたときに、厳しくなってきました。何でもか
んでも言おうと思えば言ってしまうような状態にしてしまうと、危ないと思ってい
ます。

【委員】私個人の関心から言うと、その年齢の子供がいないと、最近の若者のことは全然
分からないので、どのような教育をされているのかなというところを知りたくて、
案1が一番興味深いです。

もう一つの理由としては、先ほどの副会長の、ジェンダーなのか人権なのかとい
うお話と絡んでくると思いますが、昔、私が研修所に勤務していたときに、男女共同
参画をやらせていただいたことがありまして、そのときに、講師が男性に向かって、
「あなた、男だから駄目と言われたらどう思う？それに尽きるのよ」とおっしゃっ
たことがありました。以来、ずっとそれに当てはめて考えてきたような気がします。
そうすると、男は良いのに何で女は駄目、女は良いのに何で男は駄目ということが
根本的に男女共同参画の根底にはありますが、男も女もしんどいものだから良いでは
ないかと言うのではなくて、そうではなくて、男性も女性も虐げられているよ、おか
しいよねと、それが人権だと思います。

ですから、少し交ざってきていて、案2や3も、人権を考えるときには非常に良
いと思いますが、男女共同参画という、男性も女性も理不尽な区別をやめましょ
うということをベースにするとしたら、やはり説明ができるのは1番なのかなと思
いました。

【会長】ほかにいかがでしょうか。直接的に男女共同参画に結び付くのは案1だと思いま
すが、出前授業は午後になるので、参加者がどの程度になるのかということがある
と思います。

【委員】私も、事務局案の1が良いなと思います。私は勤務地が江東区ということで、

今期からこの審議会に参加させていただきまして、江東区にお住まいの皆さんほど、江東区の現状をおそらく知らないと思います。ここの審議会が、非常に幅広いテーマの男女共同参画というものを捉えて、取り組まれているということも理解しているのですけれども、今期は今年度で任期も終わるということもありますし、その中で、江東区の男女共同参画といったところを見られる場面が欲しいなと思いますので、案1を希望いたします。

中学校というのは、なかなか学校側の受入れが大変だというのは想像もつきますので、2度目の参加になってしまうかもしれないですけれども、過去の見学先も含めて、候補としていただけると良いかなと思っています。

【委員】いろいろ聞いておきますと、やはり案1から3では、1が一番、理にかなっているのかなと思います。去年、こどもプラザが今回オープンしていますし、あと、有明こども図書館は来年の6月オープンですから、今年は行けないですね。

【会長】施設見学は、いつ頃になりますか。

【事務局】例年ですと、10月から11月ぐらいですが、現在、出前授業をお申し込みいただいている学校が6校ありますが、9月末、10月、11月の平日午後になっております。そのほかに、出前授業ではありませんが、学校独自で行っている講演会、授業があると伺っておりまして、そちらはおそらく3月になるということでした。どちらも、今のところ見学は可能というお話をいただいております。

【会長】では、また何か意見がありましたら、メール、ファックス、電話などで寄せていただいて、会長と事務局で相談して決めるということで、皆さん御了解いただければと思います。

4. 議事3 その他

【会長】本日の議題は終了しましたが、その他について、まず事務局から何かございますでしょうか。

【所長】事務局からございます。本日、参考5をお配りしましたが、そちらを御覧ください。前回、東京都のパートナーシップ宣誓制度について御説明いたしましたが、このことについての江東区の対応を、今回御報告させていただきます。

こちらは、江東区のホームページの「LGBT等の方への支援」に関するページの写しでございます。このページへは、トップページ「くらし・地域」の中の「男女

共同参画の推進」からリンクで飛ぶことができます。または、「各種相談」の「L G B T等電話相談」の「関連リンク」からもたどり着くことができるようになっております。

東京都が令和4年11月1日から実施しております東京都パートナーシップ宣誓制度を活用して、江東区において、パートナーシップ関係の方々の生活上の不便を軽減するなど、当事者の方が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、江東区のホームページに、パートナーの方であれば利用できる行政サービスの一覧を掲載して、広く周知しているものでございます。1ページ目の一番下のアンダーラインの箇所をクリックすると、3ページ目以降の一覧表が出るようなホームページの仕組みになっております。

それでは、3ページを御覧ください。ホームページに掲載した事業一覧となっております。こちらの事業は全部で20事業となっております。ホームページに掲載する事業につきましては、各所管の行政サービスにおいて、保護者や家族の方が利用できる行政サービスのうち、それ以外の他人が利用できないサービスで、パートナーの方であれば利用できる行政サービス及び保護者や家族の方を対象としていて、パートナーの方も対象とする行政サービスを掲載しております。例といたしましては、住民記録においては、同一世帯における他人の続柄というものが、「妻」とか「子」ではなく、「同居人」となりますので、パートナーの方であっても、住民記録上の続柄は「同居人」となっております。家族以外の同居人では利用できない、または対象としていないサービスのうち、パートナーの方であれば利用できるサービスを今回挙げまして、一例としては区営住宅等が該当することになります。

また、パートナーであるかの確認方法は、それぞれ事業で異なり、都の受理証明書の提示が必要なものでありますとか、各事業で保有する情報、または書類の保護者欄等への記入などが挙げられております。そのため、パートナーの方を含むなど、どなたでも利用できる行政サービスがございますけれども、そちらについては掲載しておりません。家族等を対象とする事業でありまして、何かしらの方法で関係性を確認するサービスだけを掲載していることとなります。

4ページ目を御覧ください。ナンバー18、19の住宅課における受理証明書の提示欄に「予定」とありますが、こちらは条例改正が必要となりますので、改正されるまでは、提示欄に「(予定)」とされております。住宅課では、既に条例改正の手續

を進めておりますので、条例が改正され次第、内容を変更していきたいと思います。

また、パートナーの方を含むどなたでも利用できるサービスまで広げると、ほとんどのサービスは利用できることとなります。パートナーの方が利用できない事業としましては、法律等で決まっているもので、例えば法律にのっとって支給される災害弔慰金などは受け取れません。さらに、税法上の扶養親族にはなれませんので、所得制限のようなもの、例えば児童手当や、高齢者・障害者に対する各種支給事業などは、パートナーの方を配偶者控除等の控除の対象とすることはできないので、所得超過により利用できないことがございます。私からは以上です。

【会長】何か質問はありますか。

【委員】大分サービスが増えて、良い展開だと思うのですが、受理証明書の提示が不要になっているというのは、名前を書く欄があって、パートナーの方は、姓とか名字が違う状態で、保護者として、例えば、一時保育に申し込むといったことがスムーズにできるという理解でよろしいでしょうか。

【所長】こちらに書いてある事業で言うと、多少、所管課によって異なりますけれども、申請者欄と保護者欄という形で2つ書いていただいて、お名前が違っていれば、その場で関係性を聞く所管と、聞かないところもあるかと思うのですが、そこに書いてあれば大丈夫なところと、関係まで口頭で聞いて確認するという形もあると思うので、所管によって統一はされていないというところです。

【委員】分かりました。ありがとうございます。

ほかに、冒頭のY o u T u b eのチャンネルを見せていただいて、内容はすごいなと思いました。確かに、P T Aなどのプリントに入れるのは良いかなと思っておりまして、見ていたら、「ことみせ」など、いろいろ宣伝になります。

【会長】ほかに何かありますか。

多様性のところで、L G B T等の関係は、これから動いていくのかと思います。国もやっと重い腰を少しですけれども上げたという感じですので、江東区も、ほかの自治体にしては遅かったのが、動いたというところでしょうか。

【委員】区長が替わりましたね。

【会長】そうですね。多様性の尊重を選挙公約で挙げていらっしゃると思いますので、期待をしています。

そのほかに事務局からありますか。

【所長】 3点ほどございます。

1点目は、事前に意見シートをお配りしておりますが、開催通知のメールにも添付しておりますので、審議会後にお気づきになられた点、会議中に発言できなかった点については御記入いただき、5月31日水曜日までに御返送をお願いします。

次に、今後の審議会の日程でございます。今後は、施設見学会と、1月22日の審議会を予定しております。施設見学会については、詳細が決まり次第、メール等で御連絡いたします。

最後に、講座についてですが、今年度も委員学習会を予定しております。10月1日開催の公開講座のチラシをお配りしておりますが、1月にも学習会を予定しております。開催の2か月ほど前に、メールで改めて御案内させていただきます。

事務局からは以上となります。

5. 閉 会

【会長】 その他に、皆さんから何かありましたらお願いします。

それでは、今後の予定は、施設見学会と、1月22日に審議会となります。事務局は、詳細が決まり次第、できるだけ速やかに皆さんに御連絡してください。

本日の審議会はこれにて閉会いたします。皆さん、本当に今日はありがとうございました。

— 了 —